

観光マップ「地下鉄・バスなび（日本語版・英語版・中国語（簡体字）版及び韓国・朝鮮語版）」 製作業務仕様書

1 業務委託名

観光マップ「地下鉄・バスなび（日本語版・英語版・中国語（簡体字）版及び韓国・朝鮮語版）」製作業務

2 委託業務

- (1) 観光マップ「地下鉄・バスなび（日本語版・英語版・中国語（簡体字）版及び韓国・朝鮮語版）」の作成，企画，編集，校正
- (2) 保管，発送業務

3 製作方法

- (1) 受託者は内容を効果的にデザインし，提出すること。また発注毎に，当局の承認を得るまで繰り返し校正すること。
- (2) 製作に必要な当局の情報については，当局より提供するペーパーまたはデータを基に作成する。
- (3) 項目(2)以外に必要な素材（外国語版の翻訳等）についてはすべて受託者側が用意し，その発行に伴う経費については，すべて予算の範囲内で受託者側が負担することとする。
- (4) マップは 50 枚ずつ区分し，500 枚ずつ梱包すること。
- (5) 梱包は，郵送に耐える強度を持たせること。
- (6) 梱包の表面には，印刷物の名称及び発行月を記載すること。
- (7) 発注毎に新しいデータを委託者が必要とするファイルの形式で納入すること。また事前に，最新のパターンファイルを用いたソフトウェアにより，コンピューターウィルスの感染がないことを確認すること。
- (8) この仕様で定めのないことや内容について疑義が生じた場合は，当局とその都度打ち合わせを行うこと。

4 保管・発送方法

(1) 保管

製作したマップは，委託者から納品の指示があるまで，受託者側で保管し，在庫の管理をすること。

(2) 発送

委託者より毎週木曜日に次週月曜日に①京都市交通局営業推進室②市バス・地下鉄案内所運営等業務受託者の2箇所に納品すべき部数を指示をすること。また，年に数回，以下の指示する場所に納品をすること。

- ・ 京都市観光案内所（京なび）（年6回程度，約1万部／回）
- ・ 地下鉄九条駅内烏丸線駅務区（年3回程，約3万部／回）
- ・ 地下鉄京都市役所前駅内東西線駅務区（年3回程，約2万部／回）
- ・ 京都市観光協会（年2回程度，約5千部／回）

※納品回数及び部数については，変更する場合がある。

5 製作予定部数

日本語版：年間225万部，25万部×9回に分けて発注する。

英語版：年間70万部，10万部×7回に分けて発注する。

中国語（簡体字）版：年間50万部，10万部×5回に分けて発注する。

韓国・朝鮮語版：年間30万部，10万部×3回に分けて発注する。

※ただし，配布状況により，増減する場合がある。

6 規格

(1) サイズ

A2サイズ

(2) 紙質

再生紙（R70以上）

(3) 印刷

両面フルカラー（大豆油インク使用）

(4) 折り

MAP折り（蛇腹3つ山→2つ折り）

7 構成（日本語版・英語版・中国語（簡体字）版及び韓国・朝鮮語版共通。外国語版は日本語版を翻訳したものとする。）

(1) 以下の内容は必ず含むこと。

- ・ タイトル
「地下鉄・バスなび」
- ・ 観光主要路線図
現行の「バスなび」に掲載されている情報を含むバス及び地下鉄の路線図
※「バス一日券（現：市バス・京都バス一日乗車券カード）」の利用可能範囲（均一運賃区間）と「地下鉄・バス一日（二日）券（現：京都観光一日・二日乗車券）」の利用可能範囲の区別が同一紙面上で一目でわかるように工夫すること。
- ・ 市バス主要のりば案内図
現行の「バスなび」同様，京都駅前・四条河原町・三条京阪・北大路バスターミナルの案内図
- ・ アクセス早見表
掲載するスポット（バス停）は原稿の「バスなび」に記載されている内容に加え大原・醍醐寺を追加すること。案内は地下鉄と市バスを組み合わせた内容にすること。
- ・ 市バス・地下鉄基礎知識
市バス・地下鉄の乗車方法（外国語版のみ），ICカードの案内（日本語版のみ），バス一日券（現：市バス・京都バス一日乗車券カード），地下鉄・バス一日（二日）券（現：京都観光一日・二日乗車券）での支払方法（均一運賃区間と調整区間の区別）
- ・ バス一日券（現：市バス・京都バス一日乗車券カード），地下鉄・バス一日（二日）券（現：京都観光一日・二日乗車券），市営地下鉄1dayフリーチケットの御案内
- ・ 市バス・地下鉄案内所の連絡先
- ・ 忘れ物のお問合せ先
- ・ 現行の「バスなび」同様，QRコード（京都市バス地下鉄ガイド，ポケロケ等）の掲載

(2) 以下は、採用した方が望ましいもの

- ・ 現行の「バスなび」同様、広告枠を設けることで製作費の縮減を図る（現行は日本語版のみだが、外国語版へも掲載することが望ましい。）
- ・ その他、現行の「バスなび」にはない、新たな提案があれば記載すること。

8 作成物における広告の取扱い

受託者は作成物中に広告を委託者の許可なく掲出してはならない。また広告は、京都市交通局広告掲載審査基準に適する広告とする。

9 納品日

発注毎に委託者が指定する日まで（初回納品は、平成30年5月31日を予定）

10 実施方法

委託者は、受託者に対し、本仕様書に定める各委託業務の実施に当たり、個別に必要な事項について指示するものとする。

11 遵守事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書、当局の契約規程その他諸法規を遵守するとともに、委託者と十分連絡を取り合い、必要な承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た事項を委託者の承認を得ず、他へ漏らしてはならない。

12 著作権

本仕様書に基づき作成した印刷物等の著作権、著作権等の諸権利は委託者に属するものとする。

13 委託期間

今回のコンペティションの効力は平成30年4月1日から3年とし、発注毎に契約するものとする。ただし、当局が必要と認めた場合には、コンペの効力を2年を限度に延長することがある。また前記期間中であっても、当局の予算が確保できなかった場合は、事業廃止となることから契約は出来ない。

14 留意事項

- (1) この仕様に定めのないことやその他詳細については、その都度打合せすること
- (2) 本仕様書について疑義または変更の必要が生じたときは、その都度委託者と協議し、その指示を受けるものとする。